

青男女第 493 号
令和5年12月22日

公益社団法人 全日本不動産協会和歌山県本部会員 様

和歌山県環境生活部長
(公 印 省 略)

和歌山県パートナーシップ宣誓制度の導入について（お知らせ）

日頃から本県行政の施策推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

県では、互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行うことを宣誓し、県が宣誓者に対して受領証を交付するパートナーシップ宣誓制度の導入に向けて準備を進めています。

制度導入に向けては、性的少数者に対する正しい理解に加え、制度の利用を希望する方が、県・市町村だけでなく、民間における様々なサービスを利用できるようにしていくことが必要であると考えております。

つきましては、性的少数者の方の抱える困りごとの一つとして、住まいの問題が挙げられていることもあり、この制度の趣旨についてもご理解くださいますようお願いいたします。

なお、パートナーシップ宣誓制度の概要については、別紙をご覧ください。

事務担当

青少年・男女共同参画課

男女共同参画班 三浦、上田

TEL073-441-2510

FAX073-441-2501

e0314001@pref.wakayama.lg.jp

「和歌山県パートナーシップ宣誓制度（案）」概要

1 制度の趣旨・目的

本県では、すべての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会の実現を目指し、「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」を創設する。

これまでも県の行政サービス・制度における、性的少数者の方々の不利益や不都合な取り扱いを解消してきたところであるが、性の多様性に関する法律制定等社会情勢に鑑み、その取扱いを明確にするため、本制度を導入する。

2 定義

- (1) 性的少数者
自己の恋愛感情若しくは性的感情の対象となる性別が異性のみでない者又は自己の属する性別についての認識が出生時に届けられた性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ関係
互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した一方又は双方が性的少数者である二人の者の間の関係をいう。
- (3) パートナー
パートナーシップ関係にある相手方をいう。
- (4) パートナーシップの宣誓
パートナーと共同して、双方がパートナーシップ関係にあることを知事に対して宣誓することをいう。

3 制度の基本設計

- (1) 制度の名称
「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」とする。
- (2) 制度の効力
法律上の婚姻とは異なる制度であり、法的な権利や義務の付与を伴うものではない。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもない。
- (3) 利用対象者
一方又は双方が性的少数者である二者を対象とする。
- (4) 宣誓要件等
ア 宣誓要件
① 成年に達した者であること。

- ② パートナーシップの宣誓の当事者のうち、少なくともいずれか一方が県内に住所を有する者であること又は宣誓書の提出を行った日から起算して3月以内に県内に住所を移す予定がある者であること。
- ③ パートナーシップの宣誓のいずれの当事者も、現に婚姻をしておらず、かつ、当該パートナーシップの宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- ④ パートナーシップの宣誓に係るパートナーと民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係（直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。ただし、当該関係がパートナー同士の養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場合を除く。

イ 提出書類

- ① パートナーシップ宣誓書
- ② 世帯全員の住民票の写し、現に婚姻していないことを証する書類（独身証明書、戸籍抄本等）

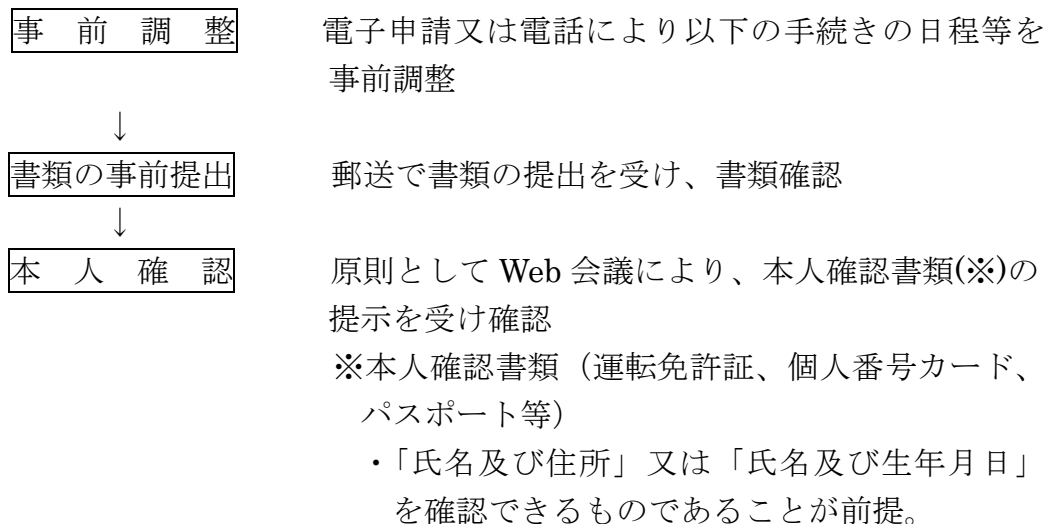
4 手続きの方法等

(1) 手続きの窓口

○和歌山県環境生活部県民局青少年・男女共同参画課

(2) 手続きの流れ

- プライバシーへの配慮や利便性を確保するため、電子申請、郵送、Web 会議システム（Microsoft Teams）を活用して行う。
- 本人確認を Web 会議システムで行うことが困難な場合には、適切な場所を確保して職員が対面で実施する。



- ・顔写真付きのものは1枚提示、顔写真のないものは2枚以上の提示が必要。



宣誓書受領証の交付

郵送で交付

(3) 宣誓書受領証の交付

ア 証明の内容

- 「二者がパートナーシップ関係にあると宣誓したこと」を証明する宣誓書受領証を交付する。(個人の性自認や性的指向を証明するものではない。)

イ 宣誓書受領証の形式

- 携帯用のカード2枚(宣誓者に1枚ずつ)

ウ 宣誓書受領証の付記事項

- 生計を同一とする未成年の子(当事者のいずれかの実子・養子の氏名及び生年月日)
- 日常的に通称を使用している場合は、携帯用カードの表面に通称を記載するとともに、戸籍上の氏名を裏面に記載する。

エ 宣誓書受領証の有効期限

なし

(4) 宣誓書受領証等に関する申立、再発行等

- 宣誓書受領証に氏名及び生年月日を記載された子は、満15歳に達した日以後、記載の削除を求める場合は、申立書の提出により削除を申し立てることができる。
- 紛失、棄損等の理由により、宣誓書受領証の再発行を求める場合は、再交付申請書の提出を要する。

(5) 宣誓書受領証の返還を要する場合

ア 失効する場合

- 宣誓者のパートナーシップ関係が解消されたとき(宣誓者のいずれか一方が死亡した場合を除く。)
- 宣誓要件を満たさなくなったとき。
- 宣誓者がともに県内に住所を有しなくなったとき

イ 無効の場合

- 不正利用等(不正利用、偽造又は変造)があったと知事が認めるとき
- 届出が無効(虚偽の届出、届出要件を充たしていなかった場合)であったと知事が認めるとき

5 本制度に対応する行政サービスの提供等

○県は、本制度の趣旨を尊重し、法令等の範囲内で行政サービスを提供する。

(例) 県営住宅への入居、県立病院における親族・家族等の対応 など

○市町村や民間事業者等についても、制度の趣旨を理解し、夫婦同等のサービスの提供を行ってもらえるよう県として働きかけていく。

※受領証の提示がなくても利用できるサービスもあるが、受領証を提示することでよりスムーズにサービスを受けることが期待できる。

(民間サービス事例) 生命保険金の受取人にパートナーを指定、携帯電話の家族割の適用 など

6 県内市町村の制度との関係

○パートナーシップ宣誓制度を実施している市町村の住民は、県の宣誓書受領証と市町村の受領証のいずれか又は両方の交付を受けることができる。

7 制度運用開始時期

○令和6年2月1日(予定)

(参考) 県が交付する宣誓書受領証のイメージ(クレジットカードサイズ)

(表面)

和歌山県 第 号
パートナーシップ宣誓書受領証

和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 様
年 月 日
和歌山県知事 印

(裏面)

この受領証は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合う関係であると宣誓されたことを和歌山県が証明するものです。この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださるようお願いいたします。
また、個人情報をご本人の同意なく口外しないでください。
【問合わせ先】和歌山県 青少年・男女共同参画課 073-441-2510
【特記事項】
【緊急連絡先】(この欄の記載は任意です。
※急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。
(氏名と連絡先)